

# いじめ防止基本方針

長野原町立中央小学校

## 1 学校の教育目標

自ら学び、心豊かで生き生きと活動する児童の育成

## 2 めざす子ども像

○思いやりのある子      ○気づき考える子      ○がんばりぬく子

## 3 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそえがあるものである。いじめは、学校で起こりうるものであるという認識に立ち、いじめのない学校にためていかなければならない。

学校は、家庭、地域社会、関係機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれを対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

## 4 校内組織

- (1) 「校内いじめ防止委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、教務、生徒指導主任、養護教諭、スクールカウンセラーとする。
- (2) 役割として、いじめ防止等の取組や相談内容の把握、児童、保護者への啓発を行う。
- (3) いじめの情報があった場合には、関係職員を加え、事実の把握、関係児童・保護者への対応等について協議する。なお、情報については、児童の個人情報に考慮しながら、全教職員で共通理解を図る

## 5 未然防止の取組

- (1) 互いを認め合う学級づくり  
児童一人一人が認められ、互いを大切にし、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。
- (2) 分かる授業づくり  
児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感が持てるような、だれにも分かる授業づくりを行う。
- (3) 学習・生活規律の徹底  
「中央小よい子のきまり」に基づき、学習や生活のきまりを守るといった規範意識を高める。
- (4) 道徳教育、体験教育、人権教育の充実  
「いじめをしない、許さない」という意識を道徳教育、人権教育により育てる。また福祉体験やボランティア活動、異年齢との交流等により思いやりの心を育てる。

## 6 早期発見の取組

### (1) 日々の観察

教職員が、子ども達の様子等を積極的に観察し、いじめの早期発見に努める。

### (2) いじめアンケート調査

いじめの発見の手立てとして、毎月一回のアンケートを実施する。

### (3) 日記や連絡帳等の活用

日記や連絡帳の活用により、担任と子ども、担任と保護者が日頃より連絡を密にし、早期発見に努める。

### (4) 教育相談の実施

教職員と子ども達の信頼関係の構築に努め、子どもが気軽に相談できる環境づくりを行うとともに、必要に応じてスクールカウンセラーの活用を図る。

## 7 早期解消の取組

いじめの疑いがある場合は、「校内いじめ防止委員会」が中心となり、事実の把握、被害児童のメンタル面のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として認められた場合は、教育委員会、警察署等と相談して対処する。

### (1) 正確な事実把握

当事者や周りの子ども、保護者等から聴き取り等を行い、事実確認等に努める。

### (2) 指導体制、方針決定

全教職員の共通理解を図り、対応する教職員の役割分担等を明確にして指導体制を整える。

### (3) 子どもへの指導・支援

いじめられた子どもの保護に努め、心配や不安を取り除く。いじめた子どもに対しては、いじめられた子どもの苦しみや痛みを十分に考えさせ、いじめは絶対にしてはいけないことを指導する。

### (4) 保護者との連携

いじめ解消の具体的な対応について説明をし、保護者の協力を求める。

### (5) いじめ解消後の対応

いじめ解消後も、継続的に指導や支援を行う。必要に応じてスクールカウンセラーや関係機関の相談員等を活用する。

## 8 保護者・地域社会との連携

### (1) 子どもの発する変化に気づいたら、学校・担任への相談の大切さを伝える。

### (2) いじめ問題は、学校・家庭・地域社会の連携が大切であることを、学校だよりや学校評議員会等で伝え、理解と協力を得る。

## 9 教育委員会及び関係機関との連携

いじめの事実を確認した場合は、教育委員会へ速やかに報告する。また、重大事態の対応については、教育委員会に指導・助言を求め、必要に応じて警察署へ相談する。

## 10 重大事態への対応

生命、心身等に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、教育委員会に指導・助言を求め、問題解消に努める。